

仕事中のケガと労災保険

【質問】

パートで働いています。仕事中に転んで右腕を骨折してしまい、1か月ほど仕事を休むことになりました。治療費のことや休んでいる間、収入がなくなるので心配です。何も補償はないのでしょうか？また、パートでも労災保険の対象になるのでしょうか。

【答え】

労働者が業務上の理由(業務災害)や通勤途中(通勤災害)にケガ(負傷)や病気をした時、またそれが原因で障害が残ったり死亡した場合に国が会社等の事業主に代わって労働者やその遺族に対して労災保険(労働者災害補償保険)から必要な給付を行います。

労災保険はパートタイム労働者やアルバイト、日雇労働者などの雇用形態にかかわらず、すべての雇用されている労働者が適用対象になります※1。労働者を1人でも雇用する事業主は加入を義務付けられ、保険料は全額事業主が負担します。仮に事業主が保険料を納付していなくても労働者は労災保険の給付を請求することができます。

業務上のケガ(負傷)や病気が労災保険の対象となるか否かの判断は、下記の業務遂行性及び業務起因性が認められることが必要です。

- 業務遂行性…労働者が労働契約に基づき事業主の指揮命令下に発生したケガ、病気であること。(事業場内で仕事をしている時、作業の準備・後始末をしている時、トイレに行く途中、出張中など)
- 業務起因性…業務とケガ、病気との間に相当因果関係があること。

労災の対象となるか否かについては使用者の過失(安全配慮義務)は要件とされず、また労働者に過失(注意義務違反)があっても上記2要件を満たせば労災となります。

業務上のケガや病気で治療を受ける時は健康保険を使うことはできません。病院の窓口で仕事上のケガであることを伝えて治療を受ける必要があります。治療費については、労災指定病院で治療を受ける場合、窓口で支払う必要はなく無料です(療養の給付)。労災指定病院以外の場合は自分で治療費を立て替えて支払い、後で労働基準監督署へ治療費の請求をします(療養の費用の支給)。

また、労働者が業務上のケガや病気で療養のため仕事を休み、給料が支払われない場合は休業補償給付を受けることができます。休業4日目から1日につき、給付基礎日額※2の80%(休業補償給付60%+休業特別支給金20%)が支給されます。

労災保険に基づく保険給付を受けるためには、被災労働者本人または遺族が請求書に必要事項を記載し、事業主による請求書への証明をもらい被災労働者の事業場を管轄する労働基準監督署に提出する必要があります。療養の費用の支給の場合は、併せて医療機関の証明も必要です。※1 非現業の公務員や国の3現業(林野、印刷、造幣)は公務災害の対象です。

※2 給付基礎日額:原因となった事故直前3か月分の賃金総額を暦日数で割ったもので平均賃金に相当する額。

【ワンポイントアドバイス】

- ❖ 労働者が業務災害や通勤災害にあったときは、労災保険から療養費や休業補償などの必要な給付を受けることができます。
- ❖ 労働者であれば、パート労働者、アルバイト、日雇い労働者など雇用形態にかかわらず適用の対象となります。